

令和5年(モ)第90139号 保全異議申立事件

(基本事件 令和5年(ヨ)第30107号 株主名簿閲覧謄写仮処分命令申立事件)

決 定

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

5

主 文

- 1 債権者と債務者との間の東京地方裁判所令和5年(ヨ)第30107号株主名簿閲覧謄写仮処分命令申立事件について、同裁判所が令和5年5月26日にした仮処分決定を認可する。
- 2 債権者と債務者との間の東京地方裁判所令和5年(モ)第90140号仮処分執行停止申立事件について、同裁判所が令和5年5月31日にした仮処分執行停止決定を取り消す。
- 3 異議申立費用(仮処分執行停止申立費用を含む。)は債務者の負担とする。

10

理 由

第1 異議申立ての趣旨

15

主文第1項記載の仮処分決定を取り消し、債権者の同仮処分命令申立てを却下する旨の裁判を求める。

第2 事案の概要等

20

基本事件は、債務者の株主である債権者が、令和5年6月に予定されている債務者の第62期定時株主総会(以下「本件総会」という。)の議案につき委任状勧誘を行うため、会社法125条2項に基づき、債務者の株主名簿の閲覧謄写を求め仮処分を申し立てた事案である。

1 前提事実(争いがなければ後掲各疎明資料(枝番は省略する。)及び審尋の全趣旨により一応認められる事実)

(1) 当事者等

25

ア 債権者は、平成23年11月7日に設立された株式会社であり、物品の販売等を目的としており、債務者の発行済株式177万2700株を保有

する株主である（甲 2、審尋の全趣旨）。

イ 債務者は、昭和 26 年 2 月 12 日に設立された株式会社であり、真珠の養殖、加工、輸出入及び国内販売等を目的としており、その発行済株式の総数は 1677 万 3376 株であり、株式会社東京証券取引所のスタンダード市場に上場している（甲 1、3）。

(2) 債務者における株式取扱規程

ア 債務者の定款 10 条は、債務者の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程によることを定めている（乙 11）。

イ 債務者の株式取扱規程 4 条は、当該規程による請求又は届出は、債務者の定める書式によることを定めている（乙 12）。

ウ 債務者が定める株主名簿閲覧謄写請求書の書式（以下「本件書式」という。）には、別紙 2「本件書式の誓約事項」に記載のとおり誓約事項が設けられている（以下、当該誓約事項による誓約を「本件誓約」という。甲 7）。

(3) 先行事件等

ア 債権者は、令和 4 年 11 月 21 日付けで、少数株主権行使や重要提案行為の可否を検討するため、同年 9 月 30 日時点の株主名簿を閲覧謄写する必要があるとして、東京地方裁判所に対し、仮処分を申し立てた（東京地方裁判所令和 4 年（ヨ）第 30054 号株主名簿閲覧謄写仮処分命令申立命令事件。以下「先行事件」という。甲 10）。

イ 債権者は、債務者に対し、令和 4 年 11 月 21 日付け「臨時株主総会招集請求書」と題する書面を送付し、取締役 6 名（長堀慶太、吾郷雅文、白川文彦、川村忠男、富樫直記及び長沢伸也）解任及び取締役 4 名（尾端友成、佐藤彩奈、菅原勝治及び吉澤孝明）選任を目的である事項とする臨時株主総会の招集を請求した（乙 14）。

ウ 債権者は、令和4年12月12日、東京地方裁判所に対し、債務者の株主総会招集許可を申し立てた（東京地方裁判所令和4年(ヒ)第428号株主総会招集許可申立事件。以下「別件招集許可申立事件」という。乙1、審尋の全趣旨）。

5 エ 東京地方裁判所は、先行事件について、令和5年1月19日、申立てを認容する旨の決定をした（以下「先行仮処分決定」という。甲10～12）。債務者は、同日、先行仮処分決定に対する保全異議を申し立てるとともに、上記決定に基づく仮処分の執行の停止を申し立てた（甲13、乙21、23、24）。

10 オ 東京地方裁判所は、令和5年1月27日、先行仮処分決定に基づく仮処分の執行を停止する決定した（乙24）。

カ 令和5年1月27日に開かれた別件招集許可申立事件の第2回審尋期日において、申立人（本件債権者を指す。）と利害関係参加人（本件債務者を指す。）とは、①申立人は、利害関係参加人作成の今回招集する臨時総会に関するプレスリリース案について、利害関係参加人と申立人との間で合意できた場合、株主に対してQ U Oカードを含む金品その他の経済的利益の提供をすることはなく、同日までに判明している事実に関する調査役選任の動議は出さず、当該合意後は、申立人は先行事件の申立てを取り下げることに合意し、他方、②利害関係参加人は、申立人が先行事件の申立てを取り下げた場合、令和4年9月30日時点の株主名簿及び今回の臨時株主総会の基準日の株主名簿の各写しを速やかに交付することに合意した（乙1）。

15
20
25 キ 上記カの合意に基づき、債務者は、債権者に対し、令和4年9月30日時点の株主名簿及び令和5年2月14日時点（以下のクの臨時株主総会の基準日）の株主名簿（以下「本件臨時株主総会名簿」という。）を開示した（審尋の全趣旨）。

ク 債務者の令和5年3月16日開催の臨時株主総会における議案ごとの決議の結果及び賛成割合は、以下のとおりである（乙15、16）。

① 会社提案

第1号議案（取締役（洲桃麻理子）選任の件）：可決（約79.8%）

② 株主提案

第2号議案（取締役（長堀慶太）解任の件）：否決（約22.4%）

第3号議案（取締役（吾郷雅文）解任の件）：否決（約22.4%）

第4号議案（取締役（白川文彦）解任の件）：否決（約22.4%）

第5号議案（取締役（川村忠男）解任の件）：否決（約22.4%）

第6号議案（取締役（富樫直記）解任の件）：否決（約22.4%）

第7号議案（取締役（長沢伸也）解任の件）：否決（約20.5%）

第8号議案（取締役（尾端友成、佐藤彩奈、菅原勝治及び吉澤孝明）選任の件）：いずれも否決（いずれも約22.3%）

(4) 本件保全異議申立てに至る経緯

ア 債務者は、令和5年6月に開催予定の本件総会について、債権者より取締役4名選任（尾端友成、佐藤彩奈、菅原勝治及び吉澤孝明）の件とする株主提案権を行使する旨の書面を受領したことを同年4月3日付けのプレスリリースで明らかにした（甲3、4）。

イ 債権者は、令和5年4月12日付けで、債務者に対し、本件総会における議案について債権者の議決権行使に賛同する株主を募るため、同年3月31日時点における債務者の株主名簿を閲覧謄写させるよう請求した（以下「本件請求」という。甲5）。

ウ 債務者は、令和5年4月14日付けで、債権者に対し、本件請求について、債務者の社内規程上、株主名簿の閲覧謄写請求については本件書式によって行うことが規定されていること、本件書式に記載の本件誓約を受け入れない限り、債務者の株主名簿閲覧謄写を認めることができない旨を回

答した(甲6、7)。

エ 債権者は、令和5年4月24日付けで、本件総会に向け委任状勧誘を行うため基準日(同年3月31日)時点の株主名簿(以下「本件株主名簿」という。)を閲覧謄写する必要があるとして、東京地方裁判所に対し、本件請求に係る仮処分を申し立てた。東京地方裁判所は、同年5月26日、これを認容する旨の決定をした(以下「本件仮処分決定」という。顕著な事実)。

オ 債務者は、令和5年5月29日、本件仮処分決定に対する保全異議を申し立てるとともに、上記決定に基づく仮処分の執行の停止を申し立てた(東京地方裁判所令和5年(モ)第90140号仮処分執行停止申立事件。顕著な事実)。

カ 東京地方裁判所は、令和5年5月31日、本件仮処分決定に基づく仮処分の執行を停止する決定した(顕著な事実)。

(5) 本件請求の理由

債権者は、本件請求の理由について、令和5年6月に予定されている債務者の第62期定時株主総会(本件総会)の議案につき委任状勧誘を行うためとしている(審尋の全趣旨)。

2 争点

(1) 会社法125条3項1号該当性(争点1)

(2) 会社法125条3項2号該当性(争点2)

(3) 保全の必要性(争点3)

3 争点に対する当事者の主張

(1) 会社法125条3項1号該当性(争点1)

ア 債務者の主張

債権者は本件誓約に応じないから、本件総会の議案につき委任状勧誘を行うため、株主に対してQUOカードを含む金品その他の経済的利益の提

5 供をすると考えられる（以下、本件総会の議案につき委任状勧誘を行うため、株主に対して経済的利益の提供をすることをもって、「本件経済的利益の提供」という。）。そして、債権者が、経済的利益と引換えに又はそれを誘引として委任状を取得することは、議決権行使の公正性を歪め、株主総会決議の取消事由に該当し得るものであり、株主の権利として保障されていない。そして、本件誓約を行わずに株主名簿閲覧謄写請求をすることもまた株主の権利に該当しないというべきである。

よって、債権者は、株主の権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったというべきである。

10 イ 債権者の主張

債務者の主張は否認し争う。債権者は、本件総会の議案につき委任状勧誘を行うために本件請求をしており、株主の権利の確保又は行使に関する調査の目的で本件請求を行っていることは明らかである。なお、債権者は、本件経済的利益の提供をする具体的な意向は有していないから、債務者が一方的に提示した本件誓約を拒否したからといって、本件請求が株主の権利の確保又は行使に関する調査の目的であることは左右されない（ただし、債務者が、一般株主に対し、債権者に関して甚だしい印象操作を行い、一般株主がこれを鵜呑みにしてしまい、債権者側の委任状勧誘書類等に記載された主張内容の確認すら行わない状況に陥るなど、債権者の委任状勧誘行為自体に支障が生じる場合には、選択肢の一つとして、賛否の行使結果及び決議成立の如何を問わず、経済的利益を一律に提供する旨を一般株主に対して明確にアナウンスした上で、合理的な範囲内で本件経済的利益を提供することはあり得る。）。
15
20

(2) 会社法125条3項2号該当性（争点2）

25 ア 債務者の主張

債権者が、本件経済的利益の提供をすることは会社法120条1項（さ

らには同法970条)によって禁止されており、議決権行使の公正性を歪めるから、本件請求は、会社の業務の遂行を妨げる目的でされたか、株主の共同の利益を害する目的でされたものである。

イ 債権者の主張

5 債務者の主張は否認し争う。前述のとおり、債権者は、本件経済的利益の提供をする具体的な意向は有していない。債権者が本件誓約に応じないからといって、本件請求に債務者の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的があるとはいえない。

(3) 保全の必要性 (争点3)

10 ア 債権者の主張

委任状勧誘の実施は、株主提案権を実効的なものにするために必須であり、そのためには株主名簿の閲覧謄写が必要不可欠である。本件総会に関し、委任状勧誘を行う時間はほとんどないから、債権者には、委任状勧誘の準備のため、基準日の株主の氏名又は名称及び住所等が記載された株主名簿の閲覧謄写を受ける切迫した必要性がある。他方で、株主名簿の閲覧謄写によって債務者に何らかの損害が発生することは通常考え難い。前述のとおり、債権者は、本件経済的利益の提供をする具体的な意向は有していない。

イ 債務者の主張

20 債権者の主張は否認し争う。①債権者が本件誓約をすれば即時に株主名簿を閲覧謄写することができること、②株主が委任状を勧誘するに際し、他の株主に経済的利益を供与することができる権利を保障する旨は会社法に規定されておらず、本件誓約は株主の権利行使に対する合理的な理由による相当な制約であること、③債権者が経済的利益の提供を誘引として委任状勧誘を行うと株主総会における議決権行使の公正性が歪められ、誤った株主総会決議がされるおそれがあり、議決権行使の公正性が歪められた

という重大な損害は、事後的な回復が困難であること、④債権者は、令和5年2月14日時点の本件臨時株主総会名簿を債務者から既に交付されており、本件請求に係る株主名簿は、それから約1か月半後の同年3月31日時点のものであり、議決権ベースではわずか3%強しか変動しておらず、本件臨時株主総会名簿を使用することで、債権者は概ねその目的を達成することができることなどからすれば、保全の必要性を欠くというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（会社法125条3項1号該当性）

(1) 債務者は、債権者が本件誓約に応じないから、本件総会の議案につき委任状勧誘を行うため、株主に対して経済的利益の提供をすると考えられ、経済的利益と引換えに又はそれを誘引として委任状を取得することは、議決権行使の公正性を歪め、株主総会決議の取消事由に該当し得るものであり、株主の権利として保障されたものではなく、本件誓約を行わずに株主名簿閲覧謄写請求をすることは株主の権利に該当しないことを主張する。

(2) しかし、債権者は、債務者が株主名簿閲覧謄写請求の手續上の条件として要求する本件誓約には応じないものの、本件経済的利益の提供をする具体的な意向は有していないというのであるから（審尋の全趣旨）、本件経済的利益の提供により議決権行使の公正性が歪められる旨の債務者の主張はその前提を欠く（なお、債権者は、債務者が一般株主に対し、債権者に関して甚だしい印象操作を行い、一般株主がこれを鵜呑みにして債権者側の委任状勧誘書類等に記載された主張内容の確認すら行わないような事態となった場合には、本件経済的利益の提供を行うことは一応想定されると主張するが、そのような事態が生じ得ることを的確に裏付ける疎明資料はないから、結局、債権者は、本件経済的利益の提供をする具体的な意向は有していない。これに対し、債権者は、債務者が本件経済的利益の提供をすると主張するが、これ

を的確に裏付ける疎明資料はなく、同主張は採用することができない。)

そして、前提事実(5)によれば、債権者は、本件総会に向けて委任状の勧誘を行うため、債務者に対し、株主名簿の閲覧謄写を求めているものと認められ、株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとはいえない。

よって、債務者の上記(1)の主張は採用することができない。

2 争点2 (会社法125条3項2号該当性)

(1) 債務者は、債権者が本件経済的利益の提供をすることは会社法120条1項(さらには同法970条)によって禁止されており、議決権行使の公正性を歪めるから、本件請求は、債務者の業務の遂行を妨げる目的でされたか、株主の共同の利益を害する目的でされたものである旨主張する。

(2) しかし、前述のとおり、債権者は本件経済的利益の提供をする具体的な意向を有していないから、議決権行使の公正性が歪められる旨の債務者の主張はその前提を欠き、会社法125条3項2号所定の拒絶事由があるとはいえない。

よって、債務者の上記(1)の主張は採用することができない。

3 争点3 (保全の必要性)

(1) 株主名簿の閲覧謄写の仮処分は、株主名簿の閲覧謄写請求権に係る権利関係が確定しないために生ずる債権者の損害と上記仮処分により債務者が被るおそれがある損害とを比較衡量し、債務者の被るおそれのある損害を考慮しても、なお債権者の損害を避けるために緊急の必要がある場合に限って認められるものと解するのが相当である。

(2) これを本件についてみると、前提事実(5)によれば、債権者は、本件総会における議案について債権者の議決権行使に賛同する株主を募るため、債務者の株主に対し個別に接触し勧誘する目的で、本件請求をするものと認められるところ、直接、株主に対して議案の内容を説明し、委任状の勧誘を行う機

会が確保されることは、株主が多様な情報を踏まえて判断を行うに当たり大きな意義がある。

また、前提事実(5)によれば、本件総会は令和5年6月に開催される予定であるところ、債権者が本件総会に係る委任状勧誘が可能な時期までに本案判決を得て本件株主名簿の閲覧謄写を行うことは不可能であることに照らせば、債権者は、現時点で株主名簿の閲覧謄写をすることができなければ、本件総会における議案について債権者の議決権行使に賛同する株主を募るため、債務者の株主に対し個別に接触し勧誘する機会を喪失することが明らかである。他方、債権者は本件経済的利益の提供をする具体的な意向はないことを表明しているところ、株主名簿は、会社法上、株主であれば原則としていつでもその閲覧謄写を請求できるものであり、これにより債務者に損害が発生することは通常考え難い。

(3) 上記(2)で指摘した諸点に照らせば、他面において、債務者の主張によれば、債権者が既に保有している令和5年2月14日時点の本件臨時株主総会名簿と比較して、本件請求に係る株主名簿は、議決権ベースでは3%強しか変動していないことを考慮しても、債権者が、債務者の株主に対し個別に接触し勧誘する機会を喪失することは、債権者にとって、著しい損害に当たり、本件においては、債権者に生ずる著しい損害を避けるため、本件株主名簿の閲覧謄写の仮処分命令の必要があるものと認められる。

(4) これに対し、債務者は、①本件誓約をすれば即時に株主名簿を閲覧謄写することができるから本件請求を認める必要はないこと、②株主が委任状の勧誘を行うに際し、他の株主に経済的利益を供与することができる権利を保障する旨は会社法に規定されておらず、本件誓約は株主の権利行使に対する合理的な理由による相当な制約であること、③債権者が経済的利益の提供を誘引として委任状勧誘を行うと、株主総会における議決権行使の公正性が歪められ、誤った株主総会決議がされるおそれがあり、議決権行使の公正性が歪

められたという重大な損害は、事後的な回復が困難であることから、保全の必要性がないと主張する。

しかし、上記①については、債権者が本件経済的利益の提供をする具体的な意向はないにもかかわらず、債務者は、本件誓約をしなければ株主名簿の閲覧謄写を認めないとしてこれを事実上拒否しており、このままでは債権者は委任状勧誘の機会を奪われる結果となるから、保全の必要性が認められる。

また、上記②及び③については、前述のとおり、債権者が本件経済的利益の提供をする具体的な意向はないことを表明しているから、債務者の主張はその前提を欠く。

よって、債務者の上記主張は採用することができない。その余の債務者の主張も前提を欠くか、的確な疎明資料による裏付けを欠くものであり、いずれも採用することができない。

4 以上によれば、債権者の申立てを認容した原決定は相当であるからこれを認可し、仮処分執行停止決定を取り消すこととし、主文のとおり決定する。

令和5年6月8日

東京地方裁判所民事第8部

裁 判 官 内 林 尚 久

別紙 1

当事者目録

東京都港区芝五丁目 13 番 13 号

債 権 者 リ・ジェネレーション株式会社

5

同代表者代表取締役 尾 端 友 成

同代理人弁護士 戸 田 裕 典

同 鈴 木 多 門

東京都台東区上野一丁目 15 番 3 号

債 務 者 株 式 会 社 ナ ガ ホ リ

10

同代表者代表取締役 長 堀 慶 太

同代理人弁護士 千 葉 勝 美

同 太 田 洋

同 松 原 大 祐

同 佐々木 秀

15

同 岩 崎 泰 哲

同 小 西 透

同 松 長 一 太

同 山 本 晃 久

同 今 野 涉

20

同 沼 畑 智 裕

同 水 野 雄 介

同 首 藤 邦 彦

同 瀬 川 堅 心

同 白 幡 翔

25

別紙 2

本件書式の誓約事項

- 1 私は、本請求により取得した情報を、本件書式の「請求の目的又は理由」欄に記載した目的又は理由以外の目的又は理由で使用しないこと及び当該情報を
5 いかなる第三者に開示又は漏洩しないことを誓約するとともに、それに反する行為をした場合には、その結果生じるすべての責任を負担します。
- 2 私は、本請求を通じて個人情報を取得した場合であって、私に個人情報保護法 21 条 1 項の適用がある場合には、同法の要請するところに従い、情報の取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知又は公表することを誓約いたします。
10
- 3 私は、本請求の目的が、当該請求後に開催される最初の債務者の株主総会（以下「本総会」という。）における議決権行使の勧誘や議決権行使に関する委任状（以下「委任状」という。）の取得を含んでいる場合には、債務者株主による当該総会における議決権が適正になされることを確保すべく、当該請求
15 により取得した情報に基づいて、(i) Q U O カードその他の金品を配布する等、経済的利益の提供を誘引として委任状を取得することや、(ii) 委任状の勧誘の際に、当社のロゴを利用する等して、当社株主に謄写からの勧誘であると誤解を生じさせるおそれのある表現を用いて、委任状を取得することを行わないことを誓約いたします。ただし、本請求以後に本書式により本誓約を行って株
20 主名簿を取得した場合には、私の議決権行使の勧誘及び委任状の取得は、新たに取得された株主名簿に従ってなされるものとみなし、本誓約の対象とします。

これは正本である。

令和5年6月9日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 小林 卓也

